

**鳥取県告示第171号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

地域密着型サービス外部評価の評価調査員フォローアップ研修に係る受講料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部長寿社会課

主幹 丸山 真治

主事 秋山 歩

3 委任期間

平成23年3月29日及び同月30日